

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所特定廃棄物管理施設における令和3年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和3年6月11日 15時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所環境保全部廃棄物管理課長 他2名

安全・核セキュリティ統括部 技術主幹

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所特定廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」）の令和3年度定期事業者検査報告（開始時）に関して、以下の報告があった。

- ・廃棄物管理施設の令和3年度の定期事業者検査は、令和3年6月16日から令和4年3月31日までの予定で実施する。
- ・令和2年度の定期事業者検査結果を踏まえ、本年度に反映しなければならない項目は特にない。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・令和3年度の定期事業者検査計画については概ね了解したが、以下の点について再度検討すること。
  - 令和2年度定期事業者検査報告（終了時）の面談において保全方式の記載（予防保全、事後保全の使い分け）について検討するよう伝えたが、本年度の計画でもこの点が検討された形跡がない。
  - 原子力機構では自ら策定した保全文書ガイドに従って保全重要度の「高」～「低」により保全方式を定めているとのことだが、本計画では保全重要度「低」の設備であっても、定期的な点検、検査を求めているにもかかわらず保全方式が「事後」とされている。
  - 保全文書ガイドの内容が実状とあっていないのであれば、当ガイドの改正について原子力機構内で検討すべき。
  - また、本計画では、通常の保全計画と特別な保全計画が混在している。これらは別にして管理すべき。
- ・定期事業者検査（終了時）については、定期事業者検査終了後遅滞なく面談を実施

することにより報告の受領とするので、検査結果の整理についても順次進め、検査終了報告を遅滞なく実施すること。

○原子力機構から、了承した旨回答があった。

## 6. その他

資料：大洗研究所の特定廃棄物管理施設の令和3年度定期事業者検査について

以 上